

## 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱

【沿革】	平6.6.13	西消局通達第1号	[制定]
	平9.9.5	西消局通達第7号	[第1次改正]
	平12.9.28	西消局通達第3号	[第2次改正]
	平13.3.30	西消局通達第30号	[第3次改正]
	平14.4.1	西消局通達第6号	[第4次改正]
	平16.3.5	西消局通達第14号	[第5次改正]
	平24.3.27	西消局通達第17号	[第6次改正]
	平29.3.1	西消局通達第6号	[第7次改正]
	平31.3.20	西消局通達第14号	[第8次改正]

### (目的)

第1条 この要綱は、西宮市救急業務規程第36条の2に基づく市民に対する応急手当の普及啓発活動について、普及講習の実施方法、応急手当指導員の認定要件等必要な事項を定めるとともに、応急手当の普及啓発活動の計画とし、もって市民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。

### (普及啓発活動の推進目標)

第2条 消防長は、応急手当の普及啓発にあたっては、1人でも多くの市民が普及講習を受講することを目標とし、積極的に普及啓発活動を推進する。

### (普及啓発活動の推進)

第3条 消防長は、応急手当の普及啓発活動を推進するにあたっては、市民に対する応急手当の普及講習を開催するとともに、大型商業施設、旅館、ホテル、駅舎等多数の市民の出入りする事業所（以下「事業所等」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、主として当該事業所等の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成について配慮する。

また、事業所等や防災組織等以外の要請については、消防長が必要と認めた場合、応急手当の普及指導に従事する指導者の養成についても同様に配慮する。

### (応急手当の普及項目)

第4条 市民に対する応急手当の普及項目については、応急手当の必要性（心停止の予防等の必要性を含む。）のほか心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止又はこれに近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ。）及び大出血時の止血法を中心とする。

### (普及講習の種類及び実施)

第5条 市民に対する講習は、普通救命講習、救命入門コース又はその他の講習とし、そのカリキュラム及び講習時間は普通救命講習については別表1、救命入門コースについては別表2及び別表2の2、その他の講習にあっては別表3に定める内容とする。

- 2 前項に規定する普及講習には、応急手当指導員又は応急手当普及員が指導するものとする。

(修了証等の交付)

第6条 消防長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、普通救命講習修了証(様式1)を交付するものとする。また、応急手当普及員が指導する普通救命講習の修了者に対しては、普通救命講習修了証交付申請書(救命入門コース参加証交付申請書)(様式2)により修了証の交付申請があった場合のみ、応急手当普及員が実施した場合に発行する普通救命講習修了証(様式3)を交付するものとする。

- 2 消防長は、修了証の交付に際し、普通救命講習修了証は普通救命講習修了証交付簿(様式4)に、応急手当普及員が実施した場合に発行する普通救命講習修了証は普及員が実施した普通救命講習修了証交付簿(様式5)に、それぞれ必要事項を記載するものとする。また、再交付の場合も同様とする。

- 3 消防長は、応急手当指導員が指導する救命入門コースに参加した者に対し、救命入門コース参加証(様式6)を交付するものとする。また、応急手当普及員が指導する救命入門コースに参加した者に対しては、普通救命講習修了証交付申請書(救命入門コース参加証交付申請書)により参加証の交付申請があった場合のみ、救命入門コース参加証を交付するものとする。

- 4 消防長は、参加証の交付に際し、救命入門コース参加証交付簿(様式7)に必要事項を記載するものとする。また、再交付の場合も同様とする。

(応急手当指導員の認定等)

第7条 消防長の行う普通救命講習等の指導については、応急手当指導員がこれにあたる。

- 2 応急手当指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者について、消防長が認定する。

- (1) 次のア又はイに該当する者で別表4に定める応急手当指導員講習Ⅰを修了した者。  
ただし、アに該当するもので、応急手当指導員の資格認定を行う時点において、過去1年間に30時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認める者については、応急手当指導員講習Ⅰを免除することができる。

ア 救急救命士又は救急隊員の資格を有する者

イ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

- (2) 前号以外の消防職員(応急手当の普及業務に関し、消防職員と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める消防団員を含む。)又は消防職員であった者で、別表5に定める応急手当指導員講習Ⅱを修了した者

- (3) 応急手当普及員の資格を有する者で、別表6に定める応急手当指導員講習Ⅲを修了した者

- (4) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

- 3 本市以外の地域で応急手当指導員の認定を受けた者については、認定を受けた講習が消防庁の実施要綱に基づく講習であれば、本市で認定を受けた者と同様に扱うものとする。

る。

(応急手当指導員の養成)

第8条 消防長は、応急手当指導員の養成に努める。

2 消防長は、応急手当指導員養成講習の修了者が所属する消防本部（修了者が消防職員以外の者であるときは、当該修了者の住所を管轄する消防本部）の消防長に対して、当該講習を修了した旨を通知する。

(応急手当指導員養成講習の講師)

第9条 応急手当指導員養成講習の講師については、医師、看護師、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で応急手当の指導に関して高度な技能と十分な経験を有すると消防長が認める者をあてる。

(応急手当指導員の認定証の交付)

第10条 消防長は、応急手当指導員として認定したときは、応急手当指導員認定証交付簿（様式8）に登録したのち、応急手当指導員認定証（様式9）を交付する。また、再交付の場合も同様とする。

(応急手当指導員の資格の有効期限)

第11条 応急手当指導員の認定（第7条第2項第4号に定める者に関するものを除く。）については、資格認定日から3年（資格認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日から3年）で失効とする。ただし、失効前に別表7に定める応急手当指導員再講習を受講した者についてはさらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

(応急手当普及員の認定等)

第12条 応急手当普及員は、主として事業所等又は防災組織等において当該事業所等の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習等の指導に従事する。

2 応急手当普及員については、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認める者について、消防長が認定する。

(1) 別表8に定める応急手当普及員講習Ⅰを修了した者

(2) 次のアからウのいずれかに該当する者で別表9に定める応急手当普及員講習Ⅱを修了した者。ただし、ア又はイに該当する者で、過去2年以内に消防機関に在職していた者で普及啓発の業務に従事していたと認める者については応急手当普及員講習Ⅱを免除することができる。

ア 救急救命士の資格を有する者

イ 消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していた者

ウ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

(3) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

3 本市以外の地域で応急手当普及員の認定を受けた者については、認定を受けた講習が消防庁の実施要綱に基づく講習であれば、本市で認定を受けた者と同様に扱うものとする。

(応急手当普及員の養成等)

第13条 応急手当普及員の養成は、消防長が行う。

2 応急手当普及員養成講習の講師については第9条を準用する。

(応急手当普及員の認定証の交付)

第14条 消防長は、応急手当普及員として認定したときは、応急手当普及員認定証交付簿(様式10)に登録したのち、応急手当普及員認定証(様式11)を交付する。また、再交付の場合も同様とする。

(応急手当普及員の資格の有効期限)

第15条 応急手当普及員の認定(第12条第2項第3号に定める者に関するものを除く。)については、資格認定日から3年で失効するものとする。ただし、失効前に別表10に定める応急手当普及員再講習を受講した者についてはさらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

(認定の取消し)

第16条 消防長は、応急手当指導員及び応急手当普及員(以下「応急手当指導員等」という。)が第11条及び第15条に定めるところにより、資格を失効したときは、認定証の返納を命ずるものとする。

2 消防長は、応急手当指導員等が応急手当指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、認定を取り消し、認定証の返納を命ずるものとする。

(応急手当指導員等の責務)

第17条 応急手当指導員等は、市民に対する普及講習が効果的に行えるよう、応急手当に関する知識、技術及び指導方法等について常に研鑽に努める。

2 消防長は、応急手当指導員等に対し、応急手当の知識・技術の維持及び救急医療の進歩に合わせた応急手当の普及指導に十分に対応できるよう、適宜再教育を行うよう配慮する。

3 消防長は、事業所等又は防災組織等が応急手当の講習を行おうとする場合に、応急手当普及員に対し講習内容、講習方法等について必要な助言を与え、当該講習が適正に行えるよう指導する。

(普及啓発用資機材の整備)

第18条 消防長は、西宮市の実情に応じ応急手当の普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、訓練用自動体外式除細動器、指導用ビデオ等普及啓発用資機材の計画的な整備に努める。

(感染防止上の配慮)

第19条 消防長は、市民に対する応急手当の普及講習の実施にあたっては、応急手当を行う場合に係る感染防止上の留意事項についても指導を行う。

また、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、滅菌等の措置を行うものとする。

(関係機関との連携)

第20条 消防長は、市民に対する応急手当の普及啓発活動が効果的に行えるよう、応急手当の普及業務を実施している他の関係機関との連携協力に努める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令達の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日において、既に市民に対する応急手当の普及講習又は応急手当普及指導者の養成講習を実施している場合、それらの講習がこの要綱に基づく講習と同等以上のものであると消防長が認めるときには、この要綱により実施しているものとみなす。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年9月8日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に西宮市消防長が交付した普通救命講習修了証、応急手当指導員及び応急手当普及員の認定証については、なおその効力を有する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、現に西宮市消防長が交付した応急手当指導員及び応急手当普及員の認定証については、なおその効力を有する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表1 普通救命講習（第5条関係）

1 到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 心肺蘇生法(主に成人を対象)を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</li> <li>2 自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。</li> <li>3 異物除去及び大出血時の止血法を理解できる。</li> </ol>
2 標準的な実施要領	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 講習については、実習を主体とする。</li> <li>2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。</li> <li>3 訓練用資機材一式に対して受講生は5名以内とすることが望ましい。</li> <li>4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。</li> </ol>

項 目		細 目	時間(分)	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15	
救命に必要な応急手当(主に成人に対する方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用法	AEDの使用法(ビデオ等)		
		指導者による使用法の呈示		
		AEDの実技要領		
異物除去法	異物除去要領			
効果確認	心肺蘇生法の効果確認			
止血法		直接圧迫止血法		
合計時間			180	

備 考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 技術維持のため反復して講習を行うこと。</li> <li>2 心肺蘇生法の講習は、主に成人に対する方法を指導することを原則とするが、受講者に応じて、小児、乳児、新生児に対する方法を指導する。</li> <li>3 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。</li> <li>4 受講者全員が予めe-ラーニング(一般市民向け応急手当WEB講習)を受講していることを確認できる場合に限り、講習時間を1時間短縮することを可能とする。</li> </ol>
-----	--

別表2 救命入門コース（第5条関係）

1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 3 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目		細 目		時間(分)
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等		90
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技及び呈示）	反応の確認、通報	
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領（呈示又は体験）	
			口対口人工呼吸要領（呈示又は体験）	
			シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで	
	AEDの使用	AEDの使用	AEDの使用	
	使用方法	AEDの実技要領	AEDの実技要領	

備 考	心肺蘇生法の講習は、主に成人に対する方法を指導することを原則とするが、受講者に応じて、小児、乳児、新生児に対する方法を指導する。
-----	--

別表2の2 救命入門コース（短時間）（第5条関係）

1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資機材一式に対して受講者は2名以内とすることが望ましい。 3 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目		細 目		時間(分)
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等		45
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	胸骨圧迫のみの心肺蘇生（実技）	反応の確認、通報	
			胸骨圧迫要領	
		AEDの使用 方法	AEDの使用 方法（口頭又はビデオ等）	
AEDの実技要領				

備 考	心肺蘇生法の講習は、主に成人に対する方法を指導することを原則とするが、受講者に応じて、小児、乳児、新生児に対する方法を指導する。
-----	--



別表3 その他の講習（第5条関係）

1 到達目標	傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。
2 標準的な実施要領	開催時間及び参加者等を考慮し、普通救命講習及び救命入門コースに該当しないと判断される場合は、受講者の要望に合わせて下記の内容を参考に「その他の講習」として開催する。

項 目	細 目	
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	
その他の応急手当	傷病者管理法	衣類の緊縛解除
		保温法
		体位管理
	外傷の手当要領	包帯法
		副子固定法
		熱傷の手当
		その他の手当
	搬送法	搬送の方法
		担架搬送法
		応急担架作成法

備 考	この講習については、主に実習を主体とするが、受講者の要望に応じて、講義等も可能とする。
-----	---

別表4 応急手当指導員講習Ⅰ（第7条関係）

項 目		時間（分）	
指導要領	指導技法	60	435
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）含む〕	240	
	その他の応急手当の指導要領	90	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	45	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		45	
合計時間		480	

（注）

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表5 応急手当指導員講習Ⅱ（第7条関係）

項 目		時間（分）	
指導要領	基礎知識（講義）	60	480
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	240	
	救命に必要な応急手当の指導要領 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">                     心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）                      心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）含む                 </div>	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
	効果測定・指導内容に関する質疑への対応	120	
合計時間		1,440	

（注）

- ・ 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象等に関する知識を意味する。
- ・ 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・ 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・ 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表6 応急手当指導員講習Ⅲ（第7条関係）

項 目		時間（分）	
指導要領	基礎知識（講義）	60	180
	救命に必要な応急手当の基礎実技	60	
	その他の応急手当の基礎実技	60	
	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	60	660
	救命に必要な応急手当の指導要領 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">                     心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）                      心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）含む                 </div>	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		960	

（注）

- ・ 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- ・ 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・ 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・ 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表7 応急手当指導員再講習（第11条関係）

項目	時間（分）
救命に必要な応急手当の指導要領	120
その他の応急手当の指導要領	120
合計時間	240

備考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う
----	---

（注）

- ・ 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・ 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表8 応急手当普及員講習Ⅰ（第12条関係）

項 目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	1 2 0	5 4 0
	救命に必要な応急手当の基礎実技	2 4 0	
	その他の応急手当の基礎実技	1 8 0	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	3 0 0	7 8 0
	救命に必要な応急手当の指導要領 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">                     心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）                      心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）含む                 </div>	3 6 0	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	1 2 0	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		1 2 0	
合計時間		1, 4 4 0	

（注）

- ・ 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- ・ 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・ 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・ 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表9 応急手当普及員講習Ⅱ（第12条関係）

項 目		時間（分）
指導要領	指導技法	60
	救命に必要な応急手当の指導要領 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）                      心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）含む                 </div>	180
合計時間		240

（注）

- ・ 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・ 指導要領には、感染防止及び効果測定を含むものである。

別表 10 応急手当普及員再講習（第 15 条関係）

項 目	時間（分）
救命に必要な応急手当の指導要領	180
合計時間	180

備 考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う
-----	---

（注）

- ・ 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。





